

2 経営第 7 1 9 号
令和 2 年 6 月 1 1 日

別紙 殿

農林水産省経営局長

農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日 14 経営第 1740 号
農林水産事務次官依命通知）等に定める申請書類等に係る押印省略の
取扱いについて

日本政策金融公庫資金や農業近代化資金等の制度資金の借入れの際に融資機
関等に提出する申請書類等については、書面への押印が法令で直接義務付けられ
ていないものの、借入者の意思表示を確認するため、実施要綱等に基づき、本人
の押印を求めているところである。

今般、借入者の利便性の観点から行政手続を簡素化するため、当該押印を省略
することとしたので通知する。

具体的には、別表に掲げる各種申請書類等について、当面の間、押印がない場
合も受け付けて差し支えないものとする。

別表

対象通知	対象様式
<p>○農業経営改善関係資金基本要綱 (平成 14 年 7 月 1 日 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知)</p>	<p>別紙 1 別紙 2 の (1) 別紙 2 の (2) 別紙 2 の (3) 別紙 2 の (4) 別紙 2 の (5) の ① 別紙 4 別紙 6 別紙 7</p>
<p>○クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について (平成 19 年 3 月 30 日 18 経営第 7836 号農林水産省経営局長通知)</p>	<p>様式 1 様式 4</p>
<p>○アグリビジネスの強化を推進するための金融措置に係るアグリビジネス強化計画の様式に関する取扱いについて (平成 18 年 3 月 31 日 17 経営第 7210 号農林水産省経営局長通知)</p>	<p>別紙</p>
<p>○農業改良資金制度運用基本要綱 (平成 14 年 7 月 9 日 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知)</p>	<p>様式 1 様式 6</p>
<p>○農業負債整理関係資金基本要綱 (平成 13 年 5 月 1 日 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知)</p>	<p>別紙 1 の (2) 別紙 1 の (3) 別紙 1 の (4) 別紙 1 の (5) 別紙 2 別紙 4</p>
<p>○農林漁業セーフティネット資金実施要綱 (平成 19 年 3 月 30 日 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知)</p>	<p>別紙様式 (個人用、農業者) 別紙様式 (個人用、林業者) 別紙様式 (個人用、漁業者) 別紙様式 (法人・団体用、農業者) 別紙様式 (法人・団体用、林業者) 別紙様式 (法人・団体用、漁業者) 別紙参考様式 (個人・法人共通)</p>
<p>○農業経営改善促進資金融通事業実施要綱 (平成 6 年 6 月 29 日 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知)</p>	<p>様式第 1 号 様式第 1 の 2 号</p>

別紙

○発出先（102先）

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁

農林中央金庫代表理事理事長

全国農業信用基金協会協議会会長理事

独立行政法人 農林漁業信用基金理事長

各都道府県農業信用基金協会会長

一般社団法人 全国銀行協会会長

一般社団法人 全国地方銀行協会会長

一般社団法人 全国信用金庫協会会長

一般社団法人 全国信用組合中央協会会長

東北農政局長

関東農政局長

北陸農政局長

東海農政局長

近畿農政局長

中国四国農政局長

九州農政局長

内閣府沖縄総合事務局長

内閣府沖縄振興局長

各都道府県知事